



# 長野県報

7月1日(木)  
平成22年  
(2010年)  
第2178号

## 目 次

### 規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2
公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2

### 告 示

自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）	3
自然公園法に基づく公園事業の廃止及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	3
森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課）	5
保安林の指定施業要件を変更する予定（森林づくり推進課）	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	5
建築基準法に基づく区域の指定（建築指導課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	6

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	7
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	8
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	8
県営土地改良事業計画の縦覧（農地整備課）	8
入会林野整備計画の認可申請の縦覧（信州の木振興課）	9
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築指導課）	9
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	9
一般競争入札（住宅課）	9
平成22年度長野県警察官採用試験（B）の実施（人事委員会事務局）	10
一般競争入札（人材育成課技能五輪・アビリンピック室）	13
正誤（障害者支援課）	14
（砂防課）（2件）	14

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第27号**

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和32年長野県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び旅館業法施行規則」を「、旅館業法施行規則」に、「の規定」を「及び旅館業法施行条例（昭和32年長野県条例第50号。以下「条例」という。）の規定」に改める。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（水質基準）

第4条 条例第8条第1項第8号アの規則で定める基準のうち原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉又は井戸水を使用する場合であつて、この基準によることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、同表の(1)から(4)までの一部又は全部の基準によらないことができる。

左 欄	右 欄
(1) 色度	5度以下であること。
(2) 濁度	2度以下であること。
(3) 水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下であること。
(4) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリグラム以下であること。
(5) 大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。
(6) レジオネラ属菌	検出されないこと。

2 条例第8条第1項第8号アの規則で定める基準のうち浴槽水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、前項ただし書に規定する場合においては、同表の(1)及び(2)のいずれか又はすべての基準によらないことができる。

左 欄	右 欄
(1) 濁度	5度以下であること。
(2) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中25ミリグラム以下であること。
(3) 大腸菌群	1ミリリットル中1個以下であること。
(4) レジオネラ属菌	検出されないこと。

（水質検査）

第5条 条例第8条第1項第8号ア(7)の規定による水質検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数で行うものとする。

(1) 水道水以外を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水を毎日完全に入れ換えている浴槽の浴槽水 每年1回以上

- (2) 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っているもの 毎年2回以上
- (3) 第1号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っていないもの 每年4回以上

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

食品・生活衛生課

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第28号**

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則（昭和42年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により、公衆衛生上必要があると認める場合のものは、次の各号の一に該当するとき」を「規則で定める場合は、次に掲げる場合」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「とき。」を「場合」に改め、同項第4号中「で」を「であって」に改め、同項第5号中「あつて」を「あって」に改める。

第3条を次のように改める。

（衛生等の措置の基準の特例）

第3条 条例第4条第4項の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該場合に適用しない衛生等の措置の基準は、同表の左欄に掲げる場合ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

左 欄	右 欄
条例第4条第1項に規定するその他の公衆浴場の浴室等を、家族のみに貸切りで利用させる場合又は入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみに貸切りで利用させる場合	条例別表第1の1の(3)(男女を区別し、その境界に隔壁を設ける部分に限る。)及び同表の2の(19)の基準
条例第4条第1項又は第3項に規定するその他の公衆浴場に、水着その他の公衆衛生上及び風紀上支障がないものとして知事が別に定めるものを着用させて入浴させる場合	条例別表第1の1の(3)及び条例別表第3の1の(3)(条例別表第1の1の(3)に係る部分に限る。)の基準（浴室及び屋外の浴槽について男女を区別し、その境界に隔壁を設ける部分に限る。）並びに条例別表第1の2の(19)及び条例別表第3の2（条例別表第1の2の(19)に係る部分に限る。）の基準

第3条の次に次の2条を加える。

（水質基準）

第4条 条例別表第1の2の(5)の規則で定める基準のうち原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉又は井戸水を使用する場合であって、この基準によることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、同表の(1)から(4)までの一又は全部の基準によらないことができる。

左 欄	右 欄
(1) 色度	5度以下であること。
(2) 濁度	2度以下であること。
(3) 水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下であること。
(4) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること。
(5) 大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。
(6) レジオネラ属菌	検出されないこと。

2 条例別表第1の2の(5)の規則で定める基準のうち浴槽水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、前項ただし書に規定する場合においては、同表の(1)及び(2)のいずれか又はすべての基準によらないことができる。

左 欄	右 欄
(1) 濁度	5度以下であること。
(2) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。
(3) 大腸菌群	1ミリリットル中1個以下であること。
(4) レジオネラ属菌	検出されないこと。

#### (水質検査)

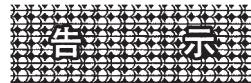
第5条 条例別表第1の2の(5)のアの規定による水質検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数で行うものとする。

- (1) 水道水以外を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水を毎日完全に入れ換えている浴槽の浴槽水 每年1回以上
- (2) 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っているもの 每年2回以上
- (3) 第1号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っていないもの 每年4回以上

#### 附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

食品・生活衛生課



#### 長野県告示第389号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、妙義荒船佐久高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県佐久地方事務所並びに佐久穂町役場において縦覧に供します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井仁  
決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
秩父佐久町線道路(車道)	〔路線〕起点 南佐久郡佐久穂町大字大日向(国定公園境界) 終点 南佐久郡佐久穂町大字大日向(長野群馬県境)

自然保護課

#### 長野県告示第390号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第5項において準用する同法同条第4項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり廃止しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県上小地方事務所並びに長和町役場において縦覧に供します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井仁  
廃止した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
和田峠スキー場	〔区域〕 小県郡長和町和田峠

自然保護課

#### 長野県告示第391号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井仁  
1 保安林予定森林の所在場所

大町市八坂字林うら16100の1、16101の1、16103の1、字林うら道上16102の1、字大モチ16662の1、16663の1、16664の1、16671の1、16672の1、16673の1、16677の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備